

第9章 様式例について

当該資料ついてはあくまでも例示であり、法人や施設に応じたものを作成するにあたってご活用いただきたいこと及び制度変更等により内容に影響が生じ得るものであることにご留意ください。

なお、各法人が事務処理等を行うにあたって、当該様式を活用することを強制するものではなく、半田市が実施する指導監査においても、法令等に違反することがない限り、当該様式例に準拠した事務処理がなされていないことをもって「文書指摘」とすることはありません。法人運営にあたって参考となる資料として、ご参照ください。

(1) 評議員・役員(理事・監事)名簿(例)

評議員・役員(理事・監事)名簿(法人名 法人〇〇会)

現員数(評議員名・理事名・監事名) 欠員(評議員名・理事名・監事名) 年月日時点

評議員 理事 監事の別	氏名	年齢	住所	職業 公職	選任の理由	特殊関係 の有無	当初就任年月日 及び 現在の任期
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長等 福祉・財務	有・無	当初 年月日 自 年月日 至 年度の定時評議員会

※1 「職業」「公職」の欄は具体的に記載してください。

(職業…株式会社〇〇社長、△△施設職員等 公職…民生委員、児童委員等)

※2 「選任の理由」の欄は、該当する資格要件を〇で囲んでください。

評議員	運営 = 法人の適正な運営に必要な識見を有する者
理事	経営 = 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
	実情 = 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
	施設長等 = 当該法人が設置している施設の管理者
監事	福祉 = 社会福祉事業について識見を有する者
	財務 = 財務管理について識見を有する者

(注) 「役員等名簿」は、法第45条の34により、法人が備え置くこととされています。

なお、法で定める必要記載事項は、理事、監事及び評議員の氏名及び住所のみです。

(2) 就任承諾書（例）

就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇会の { 理事 ・ 監事 ・ 評議員 } に就任することを承諾します。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇〇〇 様

（注）1 就任承諾の意思表示を文書により行う場合の一例です。

2 印鑑登録印の押印や印鑑登録証明書の添付は必須ではありませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご留意ください。

(3) 誓約書（例）①（評議員用）

誓 約 書（評議員）

社会福祉法人〇〇会の評議員就任にあたり、次の各号に該当していないことを誓約します。

- 1 法人
- 2 精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 3に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員等の反社会的勢力の者（法人審査基準）
- 7 破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）
- 8 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇 様

（注）1 評議員の選任にあたり、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。

なお、確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により確認を行う方法があります。また、官公署が発行する書類（身分証明書）により確認することも考えられます。

2 1以外にも、当該法人の役員又は職員との兼職の有無については、保有する関係書類等により確認を行う必要があります。

（参考）破産法第30条第1項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

- 一 破産手続の費用の予納がないとき。（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）
- 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

（参考）民法第653条

委任は次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

(3) 誓約書（例）②（理事用）

誓 約 書（理 事）

社会福祉法人〇〇会の理事就任にあたり、次の各号に該当していないことを誓約します。

- 1 法人
- 2 精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 3に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員等の反社会的勢力の者（法人審査基準）
- 7 破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）
- 8 上限を超えて、各理事と親族等特殊関係にある者

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇 様

（注）1 理事の選任にあたり、欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。

なお、確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により確認を行う方法があります。また、官公署が発行する書類（身分証明書）により確認することも考えられます。

2 印鑑登録印の押印や印鑑登録証明書の添付は必須ではありませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご留意ください。

（参考）破産法第30条第1項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

- 一 破産手続の費用の予納がないとき。（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）
- 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

（参考）民法第653条

委任は次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

(3) 誓約書（例）③（監事用）

誓 約 書（監 事）

社会福祉法人〇〇会の監事就任にあたり、次の各号に該当していないことを誓約します。

- 1 法人
- 2 精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 3に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員等の反社会的勢力の者（法人審査基準）
- 7 破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）
- 8 各役員と親族等特殊関係にある者

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇 様

- （注）1 監事の選任にあたり、欠格事由に該当しないか、各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。
なお、確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により確認を行う方法があります。また、官公署が発行する書類（身分証明書）により確認することも考えられます。
- 2 1以外にも、当該法人の理事又は職員との兼職の有無については、保有する関係書類等により確認を行う必要があります。

（参考）破産法第30条第1項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

- 一 破産手続の費用の予納がないとき。（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）
- 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

（参考）民法第653条

委任は次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

(4) 委嘱状(例)

委 嘱 状

住 所

氏 名

あなたに社会福祉法人〇〇会の定款第〇〇条の規定に基づき、
評議員
理事
監事
を

委嘱します。

なお、任期は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年度開催の定時評議員会の
終結の時までです。

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 印

承諾書

上記の委嘱状の内容について、承諾しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 〇〇 〇〇 印

※ 委嘱状により各役員及び各評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意
思の確認を行う場合の一例です。（委嘱状の原本を本人へ交付、写しに就任承諾の旨
記名押印されたものを法人が保管）

委嘱状を交付する場合は、任期毎に交付する必要があると考えられます。

(5) 選任通知書（例）

選任通知書

住 所

氏 名

社会福祉法人〇〇会の定款第〇〇条の規定に基づき、
評議員
理事
監事
に選任され
たことを通知します。

なお、任期は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年度開催の定時評議員会の
終結の時までです。

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 印

承諾書

上記の選任通知書の内容について、承諾しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 〇〇 〇〇 印

※ 選任通知書により各役員及び各評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行う場合の一例です。（選任通知書の原本を本人へ交付、写しに就任承諾の旨、記名押印されたものを法人が保管）

選任通知書を交付する場合は、任期毎に交付する必要があると考えられます。

(6) 辞令(例)

辞 令			
職 名		氏 名	
経理規程第〇〇条の規定により会計責任者を命ずる 兼ねて契約担当者を命ずる			
年 月 日			
社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 印			

(注) 1 経理規程において各法人の理事長が任命することとされている事務担当者(会計責任者、契約担当者、出納職員等)については、法人内での任命手続きを経たうえ、各々交付し、写しを1部保管すること。ただし、兼務する場合は、合わせて1通を交付することで足る。

なお、職員の採用退職、施設長や管理者等の職務の任命に係る辞令についても、交付することが望ましい。

2 拠点区分又はサービス区分(施設会計)においては、施設長や管理者を会計責任者に任命することが、施設の効果的運営上望ましい。また、契約担当者には、理事又は施設長を任命することが望ましい。

なお、契約担当者と会計責任者の兼任は禁止されていない。

3 分掌する事務の範囲(特に出納職員)は、予め明確にしておくこと。

(経理規程における分掌事務の例)

会計責任者・・・理事長に代わり、自ら取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひょう書類の保管等会計処理に関する事務を司ること。

契約担当者・・・理事長から契約に関する権限の委任を受け、法人の機関として契約を行うこと。

出納職員・・・会計責任者の補助者として、取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひょう書類の保管等会計処理に関する事務を分掌すること。また、契約担当者の補助者として、契約に関する事務を分掌すること。

(7) 指導監査改善結果報告書（例）

年　　月　　日

(宛先)

半田市長 殿

社会福祉法人○○会

理事長 ○○ ○○

社会福祉法人の指導監査の改善結果について（報告）

年　　月　　日付け○○半地福第号により通知のあったみだしのことについて、下記のとおり、資料を添えて報告します。

記

(例示)

【法人運営関係】

1 ○○○○について

今後は、法令等を遵守して期限内に手続きが完了するようにいたします。

【会計・経理関係】

1 ○○○○について

○○年○○年○○日から別添資料○のように改善いたしました。

(8) 社会福祉法人台帳記載事項変更届

年　月　日

(宛先)

半田市長 殿

所 在 地

法人名称　社会福祉法人○○会
理 事 長　○○ ○○

社会福祉法人○○会の法人台帳記載事項の変更について（届）

本法人の理事長（主たる事務所）を下記のとおり変更いたしましたので届け出ます。

記

変 更 前　△ △ △ △

変 更 後　○ ○ ○ ○

(添付書類)

- 1 理事会議事録（写し）
- 2 法人登記の履歴事項証明書

（注）1 理事長の登記をした後、速やかに報告してください。

- 2 社会福祉法人の主たる事務所が変更となった場合で、定款変更が必要な場合は、当様式ではなく「社会福祉法人定款変更届」により届出を行ってください。
- 3 原本を1部提出してください。ただし、議事録及び登記書類については適切な証明権者による原本証明を行った写しを提出してください。